

31 静保健介第 5526 号

令和 2 年 3 月 2 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
現在、各事業所においては感染症対策を徹底されているところかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、静岡市の指定地域密着型サービス事業者が設置する運営推進会議等の取扱いについて、下記の取扱いとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 運営推進会議等の開催について

運営推進会議の開催については、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱うことを可としますので、各事業所での判断をお願いします。

- (1) 開催する場合には、感染症拡大防止のため、出席者にはマスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の感染防止対策の徹底及び 37.5℃以上の発熱がある方には出席を辞退してもらう等の対応を徹底してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、運営推進会議等の開催を延期または中止する場合であっても、本市では運営基準違反とされない取扱いとします。ただし、当該理由で開催を中止した場合は以下の点に御留意ください。
 - ・ 構成員に対し、資料を送付する等、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。
 - ・ 本来の開催予定日、中止等の理由、上記の対応内容及び受けた評価等の記録を作成し、当該記録を公表してください。

【参考】介護保険最新情報 vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

答8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、感染拡大防止の観点から、文書により情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

2 外部評価の取扱いについて

運営推進会議を活用した外部評価の取扱いについても上記1のとおりとします。なお、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、静岡県と協議の上別途お知らせします。

【参考】介護保険最新情報 vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

問10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催できなかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

答10 外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

3 その他

- (1) 本通知の有効期間は令和2年3月31日までとします。ただし、この有効期間後にも本取扱いを継続する必要があると判断する場合には、改めて通知します。
- (2) 本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- (3) 本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第1係

電話：054-221-1088 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp